

医療管理ニュース Vol.58

1ヶ月を超えかつ5万円超の美容医療は、特定商取引法の規制対象に ホワイトニングが規制対象!!

平成29年12月1日付の特定商取引法及び割賦販売法の改正により、一部の「歯牙の漂白（ホワイトニング）」が規制の対象になりました。他の診療にかかる部分は規制に該当しません。

日本美容外科学会

検索

⇒ 美容外科ニュース
2017/11/29

【歯科で対象となる美容医療】

歯牙を漂白するための医学的処置で、1ヶ月を超えかつ5万円超の契約のもの
(平成29年12月1日以降の契約に限る)

【特定商取引法の概要】

- 1) 誇大広告の禁止 ウェブサイトの術前術後の比較写真は今後規制の可能性がある
- 2) 不当な勧誘行為の禁止
 不実告知, 事実不告知
 威迫・困惑行為
 迷惑勧誘行為
- 3) 書面交付義務
 契約締結前（概要書面）－ 提供される内容・費用など所定の事項を記載したもの
 契約締結時（契約書面）－ 事業者の氏名・名称, 住所等, 並びに支払い等に関する
 所定の事項を記載したもの
- 4) 契約解除への対応義務
 - ①クーリングオフ
 ・消費者は、契約書を受領した日から起算して8日間は、書面により無条件で契約を解除（クーリングオフ）することができる。
 ・事業者は消費者に対して、既に提供済みの役務の対価のほか、損害賠償請求や違約金の請求を行うこともできない。
 ・消費者は使用又は一部消費により価格が著しく減少する商品（マウスピース, 漂白剤）を任意に使用した場合、その商品はクーリングオフできない。
 (事業者が消費者に当該商品を使用させた場合を除く)
 ・契約に関わる金銭を受領しているときは返還しなければならない。
 - ②中途解約
 ・消費者は、契約書を受領した日から8日間が経過した後は、将来に向かって契約の解除ができる。
 ・解約に伴い請求できる金額は一定の計算式による。